

東田小学校父母と先生の会規約

第1章 総則(名称及び事務所)

第1条

この会は東田小学校父母と先生の会(略称東田小学校 PTA)という。

第2条

この会は事務所を東京都杉並区立東田小学校内におく。

第2章 目的及び活動

第3条

この会は父母と先生とが協力して、家庭と学校と社会に於ける児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条

この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- 1.家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な心身の育成をはかる。
- 2.児童の補導保護ならびに福祉に関する法律の実施に協力する。
- 3.民主教育に対する理解を深め、これを推進する。
- 4.会員相互の親睦をはかり、教養をたかめるために種々の活動をする。
- 5.公費による教育予算の充実確保につとめる。

第3章 方針

第5条

この会はその目的を達成するため、次の方針によって活動する。

- 1.この会は教育福祉を本旨とする民主団体として活動し、児童の教育福祉を目的とする他の社会的団体及び機関と協力する。
- 2.この会は特定な政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
 - ①特定の政党を支持し、またこれに反対するための活動はしない。
 - ②特定の宗教のための活動をしない。
 - ③営利を目的とする活動はしない。
- 3.この会はこの会の名称で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - ①この会の名称を公私の選挙で使用しない。
 - ②この会の名称を政治活動に使用しない。
- 4.この会は学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第4章 会員及び会費

第6条

この会の会員となることができるものは次の通りである。

1. 東田小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
2. 東田小学校の教職員。

第7条

この会の会員は会費を納めるものとする。

1. 会費は別に定める。

第8条

会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

第9条

この会の活動に要する経費は会費及びその他の収入によって支弁される。

第10条

この会の経理は総会に於て議決された予算に基づいて行われる。

第11条

この会の決算は会計監査を経て、総会に報告し、承認されなければならない。

第12条

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員及び任務

第13条

この会にはPTA本部として共同代表、会計の役員をおく。役員の人数・構成・業務・任期・選出等については別に定める。

第14条

役員の選出については別に定める。

第7章 委員及び任務

第15条

この会の活動のため、PTA本部は細則に則り必要に応じて学級代表部、校外生活部、その他の部を設置・廃止することができる。

第16条

部の構成及び選出、任期業務についてはPTA本部が細則に則り必要に応じて決定する。

第8章 会計監査委員及び任務

第17条

この会の経理を監査するため 2 名の会計監査委員(以下単に監査という)をおく。

第 18 条

監査の選出は別に定める。

第 19 条

監査は必要に応じ隨時会計を監査することができる。

第 20 条

監査の任期は 1 年とする。

第 9 章 会議

第 21 条

この会の会議は次の通りとする。

1.総会

2.運営委員会

第 22 条

総会は全会員をもって構成され、会の最高決議機関である。

第 23 条

総会は定期総会及び臨時総会とし、共同代表がこれを招集する。

1.毎年度はじめに定期総会を開催する。

2.臨時総会は共同代表又は運営委員会は必要であると認めた場合、もしくは会員の十分の 1 以上の要請があった場合に開催する。

第 24 条

総会に付議する事項は次のとおりとする。

1.規約の変更

2.役員及び監査の承認

3.予算・決算の承認

4.重要な会務活動の承認

5.運営委員会で決定できない重要な事項

第 25 条

会議の成立及び議決については、次のとおりとする。

1.総会及び臨時総会については、全会員の三分の 1 以上をもって成立する。(委任状提出者及び電磁的方法による出席者・投票者を認める。)

2.その他の会議は出席者(電磁的方法による出席者を認める)をもって成立する。

3.会議はすべての出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長がこれを決定する。

4.会議は、書面または電磁的記録での開催と審議を可能とする。ただし共同代表または運営委員が会員の出席が必要であると認めた場合は集会とする。

第 26 条

運営委員会は総会につぐ決議機関で、PTA 本部、教職員委員、運営会員をもって組織し、会長がこれを招集する。

第 27 条

運営委員会はつぎの事項を行う。

1. 本年度の予算の執行ならびに決算の作成。
2. 次年度活動計画の審議ならびに予算の編成。
3. 一般運営方針の協議。
4. その他必要と認めた事項。

なお運営委員会は、この会の目的達成のため必要に応じ臨時に特別委員会をもうける。特別委員会の組織構成は運営委員会で決め、その特別委員会の正副委員長は共同代表の招集により運営委員会に出席し意見を述べることができる。

第 28 条及び第 35 条

削除

第 29 条

学校長及び副校長は隨時会議に出席して意見を述べることができる。

第 10 章 付則

第 30 条

この会にはつぎの帳簿を備え、会員の要求により閲覧に供する。

1. 会員名簿
2. 記録簿
3. 会計簿
4. 会費徴収台帳
5. 備品台帳

第 31 条

この会の規約の改正は総会にて出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

第 32 条

共同代表は運営委員会にはかって、この会則の遂行上必要な細則を決める。

第 33 条

この規約は一部を改正し、令和 5 年 1 月 8 日より実施する。

昭和 53 年 4 月 1 日制定

平成元年 3 月 6 日改正

平成 2 年 3 月 8 日改正

平成 8 年 2 月 29 日改正

平成 10 年 3 月 5 日改正

平成 25 年 1 月 29 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 3 月 31 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 11 月 8 日改正

※第 13 条 1~4・第 15 条~19 条・第 20 条 1~2・第 21 条 1~10・第 22 条・第 27 条 3
~7 削除により、条番号繰り上げ

細則

第1章 目的及び方針

第1条

この細則は規約に基づいて会の円滑な運営をはかるために設ける。

第2章 会費

第2条

この会の会費は年額 3000 円とする。(教職員は年額 2700 円)但し特別の事情がある者は申し出によりこれを免除する。

第3章 役員及び会計監査の選出

第3条

役員及び会計監査(以下単に監査という)は総会もしくは紙面において決定する。ただし、19条に定める人数に達しない場合は、臨時総会において PTA 解散を討議する。

第4条

役員経験者は、役員及び監査の 5 年間の辞退権を持つ。(ただし、再任を妨げない。)

1. 監査は辞退権を持たない。

第5条

役員及び監査は PTA 本部、または特別委員会の推薦によって総会もしくは紙面において決をとり決定する。

第4章 役員及び役員の業務

第6条

本会に次の役員をおく。

1.共同代表 4 名以上(内教職員 1 名以上)

2.会計 3 名(内教職員 1 名)

ただし、保護者役員の総人数は 9 名までとする。

第7条

役員の任期は 1 年とする。ただし、同じ役員の職については 1 回に限り再任を妨げない。

第8条

共同代表は次の職務を行う。

1.会を代表する。

2.総会及び運営委員会を招集する。

3.会務全般を指揮・運営する。

- 4.各部を置いたときは各部の活動状況を把握し、本部・各部の連携を図る。
- 5.共同代表は選考委員会、会計監査委員会の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第9条

会計は次の職務を行う。

- 1.総会で決定した予算に基づき、一切の会計事務を処理する。
- 2.定期総会に於いて、会計監査を経て決算報告する。
- 3.会の備品を管理する。
- 4.翌年度予算を立案し、運営委員会に提出する。
- 5.翌々年度の会計監査を行う。

第10条

運営会員については、次のとおりとする。

- 1.年度初めに運営委員会へ参加登録を行った会員が、運営会員になることができる。
- 2.運営会員の総人数の上限は、その年度の学級数に準ずる。
- 3.運営会員の任期は1年とする。ただし、再登録により1回に限り再任を妨げない。

第5章 各部の活動

第11条

会務運営のため、運営委員会の議決に基づき部を設置・廃止することができる。

第12条

各部は運営委員会より委託された事項を処理する。

第13条

各部の企画はあらかじめ運営委員会に報告し承認、その承認を得て実行にうつす。

第7章 付則

第27条

この細則の改廃は運営委員会の審議を経て行う。

第28条

この細則は一部を改正し、令和5年11月8日より実施する。

昭和53年4月1日制定
昭和62年3月9日改正
平成2年3月8日改正
平成6年2月22日改正
平成10年3月5日改正
平成13年2月8日改正

平成 18 年 3 月 13 日改正

平成 18 年 12 月 1 日改正

平成 21 年 2 月 3 日改正

平成 24 年 3 月 5 日改正

平成 25 年 3 月 4 日改正

平成 30 年 12 月 5 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 3 月 31 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 11 月 8 日改定

※第 4 条 1～3・第 5 条～第 8 条・第 10 条・第 11 条・第 4 章(第 12 条～第 18 条)削除
により、章・条番号繰り上げ